

京都市告示第 206 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 5 月 18 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
上賀茂経 136 号線	北区上賀茂西後藤町 29 番地の 6 地先から 同町 28 番地の 1 地先まで	旧	メートル 7.10	0.90 ～メートル 1.40
		新	6.00	1.46
上賀茂経 141 号線	北区上賀茂西後藤町 61 番地地先から 同町 22 番地地先まで	旧	33.30	2.80 ～ 3.00
		新	33.30	3.50 ～ 4.58
黒谷通	左京区黒谷町 6 番地の 1 地先から 同区岡崎東福ノ川町 41 番地の 5 地先まで	旧	51.20	3.65 ～ 4.40
		新	51.20	3.65 ～ 5.22

(建設局道路部道路明示課)